

平成25年9月第23回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成25年9月11日第23回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木洋子 2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子 4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司 6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子 8 番 鈴木高行

9 番 鈴木邦昭 10番 渡邊健一

11番 四宮規彦 12番 高野進

13番 熊澤勇 14番 佐藤アヤ

16番 鞠子幸則 17番 佐藤實

18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	佐 藤 浄	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	佐々木 人見	税務課長	佐 藤 邦 彦
町民生活課長	鈴 木 邦 彦	福祉課長	阿 部 清 茂
被災者支援課長	齋 藤 幸 夫	健康推進課長	佐々木 利久
農林水産課長	東 常 太 郎	農業委員会事務局長	菊 地 和 彦
商工観光課長		都市建設課長	日 下 初 夫
兼わたり温泉鳥の海所長	酒 井 庄 市	上下水道課長	作 間 行 雄
復興まちづくり課長	千 葉 英 樹	教育長	岩 城 敏 夫
会計管理者兼会計課長	鈴 木 久 子	生涯学習課長	熊 澤 一 弘
学務課長	遠 藤 敏 夫		
代表監査委員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	参 事	牛 坂 昌 浩
		兼庶務班長	
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 議案第114号 亶理町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第115号 亶理町町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第116号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第117号 土地の取得について（亶理町防災集団移転促進事業）
- 日程第 6 議案第118号 平成25年度亶理町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 7 議案第119号 平成25年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第120号 平成25年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第121号 平成25年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第122号 平成25年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第123号 平成25年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第124号 平成25年度亶理町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 報告第 18号 平成24年度亶理町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第14 報告第 19号 平成24年度亶理町水道事業会計の資金不足比率について
- 日程第15 陳情第 10号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地

方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情
について

午前 10時00分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、10番 渡邊健一議員、11番
四宮規彦議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

さきに、産業建設常任委員会に付託しておりました「森林吸収源対策及び地球
温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情の件につ
いて、産業建設常任委員長より審査報告書を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第114号 亶理町職員定数条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第2、議案第114号 亶理町職員定数条例の一部を改正する条
例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、議案第114号 亶理町職員定数条例の一部を改正する

条例についてご説明申し上げます。

亘理町職員定数条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては、別冊の新旧対照表を使ってご説明申し上げますので、新旧対照表1ページ、一番上になりますけれども、1ページのほうをごらんいただきたいと思います。

現在、復旧・復興にかかわります事業量の増加に対応するため、他自治体からの職員の派遣協力、それから任期つき職員及び再任用職員等の採用などを行っておるところでございます。ここに記載のございます現行条例の職員定数につきましては、合計で現在315人というふうになっておりますが、現在の職員数を申し上げますと、育休、病休、現在8名おりますが、それらを加えますと現行の定数と同数の315人というふうになつておるところでございますが、今後とも派遣協力の増員といったことで職員数の増加を考えてございますので、今回全体で15人増員しまして定数を330人に改正するものでございます。

また、今回の改正に合わせまして、各部局ごとの定数を現状の職員数に合わせそれぞれ増減を行うというふうなものでございます。

初めに、第1号の町長の事務部局の職員でございますけれども、現行条例では、右側でございますけれども、238人というふうになってございますが、現在、育休、病休の5人を含めまして253人の既に職員がいるというふうな状況でございます。さらに、今後増員が考えられるというふうなことで、14人分の増員を見込みまして、それらの合計としまして267人に改正するものでございます。

その下になりますけれども、第5号の教育委員会の事務局の職員数の現行定数につきましては57人でございますが、現在の職員数につきまして申し上げますと、派遣職員2人と病休の2人を合わせまして44人というふうな状況になってございます。それに1人分を加えまして45人に、さらに一番下になりますけれども、第7号の水道事業の企業職員、現行では11人となっておりますが、現在の職員数では派遣職員2人を含みまして8人というふうな現状でございます。これも同様に1名を加えまして9人に改正したいというふうな内容でございます。

議案のほうにお戻りいただきたいと思いますが、議案の1ページでございますが、附則としまして、この条例は平成25年10月1日から施行するという内容でございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、説明されたとおりですけれども、町長事務部局職員の職員定数が238から267、29人の増でありますけれども、今回の全体、教育委員会、農業委員会、水道も含めて330人ですね。それで、330人の定数ですけれども、震災復興のための必要な職員数というのは、現時点で何人なんですか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 震災復興に限ってというふうなご質問でしょうか。（「いや、震災復興なども含めて必要な職員の数というのは」の声あり）

現時点では、今回増員します15名というふうに考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 15名が必要だということで総定数が330となっておりますけれども、いずれにしても震災復旧・復興にはこれから本格的に進むはずですので、職員が恐らく足りなくなる可能性があると思うんですね。そのときに、今までやってきたこともわかりますけれども、今後どういう手段をとるのか述べてください。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） まず1番には、現在も行っております他自治体からの派遣職員の増員をまず依頼していきたいというふうに考えてございます。それでも足りない場合については、任期つき職員の採用で対応したいというふうに考えておりますが、さらには今後退職予定の職員につきましても再任用というふうな方法もあわせて検討していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 今の鞠子議員とちょっとかぶるかもしれませんが、この330人、この方々これだけいけばまず復旧・復興に対しての任務遂行、確実にできるということよろしいでしょうか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 現時点での業務量ではそのように考えてございますが、今後どのような事業が出てくるか、あるいはどのような問題が出るかで、そのときで変わる

かと思いますが、現時点ではこれで大丈夫だというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） できれば、現時点でもっていけるような形でできればいいのかなと思います。やはりこれも税金ということも考えれば、ある程度、1人で2つぐらいの仕事を持ってもいいのかなとそういうふうに思うときもございます。

それと、どの課が一番不足しているのか、それをちょっとお聞かせください。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 今のご質問でありましたけれども、現時点でも1人で複数の業務は全員持っております。

それから、一番業務的に多くなりますのは、どうしても建設部門になりますので都市建設課、それから復興まちづくり課等々の事業課が主に不足するというふうに考えてございます。以上でございます。（「何名ぐらい不足なんですか」の声あり）

仕事の割り振りもございますので、あくまでも全体で15名程度と。ただ、15名全員必要になるかどうかというのも、今後の実際の業務の進み方によって変わってくるかと思いますが、現時点でマックスで15名いれば大丈夫だというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） そうしますと、そういった形で増となるわけですが、それぞれの課に配置するわけですね。そういった場合、やはり何年に任務終了するんだというそういう計画表というのは、やはり作成はしてあるのでしょうか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） これは、復興事業の関係でございまして、あくまでも27年度中を目安に進めてはおりますが、当然、例えばなんですけれども、避難道路のようにここ二、三年で現実的に不可能なものもございまして、そちらはまたその時点で考えていくというふうに考えてございます。あくまでも27年度を現在は目安にしているというふうなことでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。8番鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） （5）の教育委員会部局で12人ほど定数削減していますけれども、

この削減の要因となったものは、どのような形でこの要因で、事務量が減ったのか人数が多かったのかわかりません。聞き漏らしたのかもしれないので、その辺の削減した要因について説明願います。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 定数条例上は削減という形には見えるんですけども、実際の人数に合わせて、現状に合わせて定数を減らすというふうなことでございます。ですから、人数を減らしたというふうなことではございません。

あと、以前と比較しますと、学校の業務員につきましては正職員というふうなことでおったんですけども、退職以後については臨時職員で対応するというふうなことです。ずっとやっているというのが一つと、それから給食センターのほうは全部自前の職員でやっておりましたが、調理等関係につきましては全て委託というふうなことでやったことなどから、全体的に実際の職員数については減ったというふうなことでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 要するに、定数の条例のこの削減は、教育委員会で今まで見直ししてこなかったと。学校給食センターの業務委託なんていうのは何年前だかわかりませんが、もう七、八年以上になるんですね。業務委託したのなんていうのはね。要するに、そして業務員の削減だって、臨時職にしたのはもう何年も前からです。そういうことを考えれば、この削減しなかったというのは抜けていたということ。今回、その抜けていた分を直すということでしょう、意味からすれば。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 今回、改めて見直しするならそのとおりでございますけれども、10名ぐらいずつは見直しのたびに減らしてはきておりました。ただ、ちょっと実際の業務の確定というか見えない部分があったものですから、徐々に徐々に減らしてきて、今回もまた10名ぐらいというふうな内容でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第114号 亶理町職員定数条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第114号 亶理町職員定数条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 1 1 5 号 亶理町町税条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第3、議案第115号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） 議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第115号 亶理町町税条例の一部を改正する条例をご説明申し上げたいと思います。

初めに、改正の理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律の政令及び省令が、平成25年6月12日に公布されたことに伴う改正でございます。

改正の内容でございますが、日本経済の再生に向けまして金融資産の効率的な活用が経済の活力維持に必要なことから、個人投資家の積極的な市場参加を促し、多様な金融商品に投資しやすい環境整備を行うために、金融所得課税の一体化といたしまして金融所得間の税率と課税方式の均衡化と損益通算範囲の拡大を図ったものでございます。

また、公的年金所得者の納税の利便性を推進する観点から、特別徴収制度の見直しを行ったものです。

なお、平成23年度税制改正で税務調査手続の明確化を内容とする地方税法の一部の改正が行われましたので、あわせて制定するものでございます。

改正点につきましては、新旧対照表の2ページからを参照していただき、亶理町町税条例の一部を改正する条例の概要の1ページから随時ご説明申し上げたいと思

います。

最初に、条例第4条第1項（亙理町行政手続条例の適用外）につきましては、平成23年12月30日に公布された地方税法の一部を改正する法律に基づく改正でございます。行政手続法が適用される条項を明記するもので、地方税に関する法律に基づき行う不利益処分または申請により求められた許可などを拒否する処分につきまして、理由を示すこととしたものでございます。

施行日は、平成26年1月1日となります。

続きまして、条例第47条の2第1項（公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収）でございますが、「当該年度の十月一日から」を「当該年度の初日の属する年の十月一日から」文言の修正と、特別徴収対象年金所得者の除外規定を削除するものでございます。

これは、納税義務者が賦課期日後に市町村の区域外に転出した場合、特別徴収を停止し普通徴収に切りかえていたものを年金受給者の納税の利便を図るために、引き続き特別徴収を継続できることとしたものでございます。

施行日は、平成28年10月1日となります。

続きまして、条例第47条の5第1項（年金所得に係る仮特別徴収税額等）でございますが、仮特別徴収税額の算定方法の見直しです。

現行制度では、年金支給額や医療費などの所得控除適用状況の変化に伴いまして、年税額が前年より大きく変動する場合がございます。本徴収税額と仮徴収税額にばらつきが生じてきます。このために、右の計算式のとおり年間の徴収税額の平準化を図るために、仮徴収税額を前年度の年税額の2分の1にならすというふうな改正でございます。

施行日は、平成28年10月1日となります。

続きまして、附則第7条の4（寄附金税額控除における特別控除額の特例）ですが、条例附則第19条の2、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例が新設されたために引用条項が追加されたものでございまして、損益通算範囲が公社債などまで拡大されていたものでございます。

施行日は、平成29年10月1日でございます。

続きまして、附則16条の3第1項、第2項、第3項（上場株式等に係る配当所得等に係る個人の町民税の課税の特例）ですが、これは上場株式等に係る配当所得の

分離課税につきまして金融所得間の課税方式を均衡化するため、特定公社債の利子が対象に追加されたものです。

法附則第33条の2第5項、第6項、第7項の改正に対応した規定の整理になります。

施行日は、平成29年1月1日となります。

附則第19条第1項、第2項（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）でございますが、第1項は法附則第35条の2第5項の改正に対応した整理でございます。

第2項は、「株式等」を「一般株式等」に修正するものです。これらは、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に組みかえたものでございます。

施行日は、平成29年1月1日でございます。

続きまして、附則第19条の2第1項、第2項（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）ですが、これは新設でございます。法附則第35条の2の2が上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税として新設されたことに伴うものでございます。

施行日は、平成29年1月1日となります。

めくっていただきまして、旧附則第19条の2（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）から、旧附則第20条（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）までの6条につきましては、課税標準の計算の細目を定める規定となっております。これは地方税法に明記されているために条例に規定すべき性格ではないというふうなことから、今回削除いたすものでございます。

施行日は、平成29年1月1日となります。

続いて、旧附則第20条の2第2項（先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例）でございますが、附則第20条に改正するものです。引用条項の条ずれに伴う文言の整理を行うものです。

施行日は、平成29年1月1日となります。

続きまして、旧附則第20条の3（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）でございますが、課税標準額の計算の細目を定める規定となっております。地方

税法に明記されており、条例に規定すべき性格でないことから、これもまた削除いたすものでございます。

施行日は、平成29年1月1日となります。

続いて、旧附則第20条の4（条例適用利子等及び条例適用配当に係る個人の町民税の課税の特例）ですが、附則第20条の2に改正するものでございます。

第2項、第6項は引用条項の条ずれに伴う文言の整理でございまして、第5項は「利子所得の金額又は」を第3号として追加するものでございます。これは、条例適用配当などに係る分離課税につきまして、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴ったものでございます。

施行日は、平成29年1月1日でございます。

旧附則第20条の5（保険料に係る個人の町民税の課税の特例）ですが、課税標準の計算の細目を定める規定でございまして、地方税法に明記されており条例に規定すべき性格ではないことから削除いたすものでございます。

施行日は、平成29年1月1日となります。

続きまして、改正条例附則です。

第1条の（施行期日）でございしますが、第4条は平成26年1月1日、第47条の2第1項、第47条の5第1項は平成28年10月1日となりまして、それ以外は平成29年1月1日となります。

最後になりますが、第2条（経過措置）でございます。

第1項は、平成28年1月1日までに発行された割引債に係る償還差益に対する課税は、従前の例によることとするものでございます。

施行日は、平成28年1月1日となります。

第2項は、改正後の第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収について適用いたします。

施行日は、平成28年10月1日となります。

第3項は、改正後の附則第7条の4、附則第16条の3及び附則第19条から附則第20条の2までの規定のうちに、個人の町民税に関する部分は、平成29年度以後の個人の町民税について適用するものでございます。

以上につきまして、議案第115号の説明を終わります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 概要の1ページ、一番下ですね。

附則19条の2、「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税の新設です。新設されたことによって、何人の方が対象になるのか述べてください。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） 現在、平成25年度のまず実績を申し上げたいと思います。平成25年度の譲渡所得並びに配当所得の課税額につきましては、今現在59名の方の課税が算出されておりました300万円ほどとなっております。しかしながら、今回142名ほどの方が申告しておりますが、損益通算並びに雑損控除等で59名の方のみの税額が算出されているというふうな状況でございます。

これから、新しい法律が施行されて類推するというふうなことは非常に難しい状況でございます。現在源泉徴収と分離課税が分かれておまして、源泉徴収につきましては選択制度となりまして、当町においては分離課税を申告されている方を税額として徴収しているというふうな状況でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第115号 亘理町町税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第115号 亘理町町税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第116号 亘理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第4、議案第116号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、議案書7ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、改正の理由でございますが、今回の条例改正につきましては、ただいま税務課長が説明しましたとおり、町税条例の一部改正に伴い国民健康保険税条例の課税の特例に関する附則第3項から第16項までを改正するもので、分離課税の新設や改組、追加の所得について所要の規定を整備したこと、条例としてなじまない規定を削除したこと、また規定を削除したことに伴う項番号の繰り上げを行うことが主なものでございます。

では、議案第116号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

亶理町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表25ページからになりますし、条例の概要については4ページからになります。説明のほうは、条例の概要に沿って行いますので、概要を見ていただければと思います。

附則第3項につきましては、特定公社債の利子等が配当所得の分離課税の対象となったことから、条文の文言を「配当所得等」と修正するものでございます。

附則第6項につきましては、株式等に係る譲渡所得等について一般株式等に係るものと上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組されたことにより、条文の文言を「一般株式等」と修正するものでございます。

附則第7項につきましては、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税が新設されたことにより、条文を新設するものでございます。

旧附則第7項、第8項、第9項、第11項、第16項につきましては、条例の性格上なじまないものとして削除するものでございます。

附則第8項、第9項、第10項、第12項につきましては、旧附則が削除されたことにより、それぞれの項を繰り上げるものでございます。

附則第11項につきましては、特定公社債の利子等が条例適用配当等の分離所得に

追加されたため、条文の文言を「利子所得、配当所得及び雑所得等」と修正するものでございます。

議案書の8ページをごらんいただきたいと思います。

附則といたしまして、第1項、（施行期日）この条例は、平成29年1月1日から施行する。

第2項、（適用区分）この条例による改正後の亶理町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

よろしくご審議願いたいと思います。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第116号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第116号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第117号 土地の取得について（亶理町防災集団移転促進事業）

議長（安細隆之君） 日程第5、議案第117号 土地の取得について（亶理町防災集団移転促進事業）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） それでは、議案第117号 土地の取得について説明申し上げます。

議案の9ページをお開きください。

議案第117号 土地の取得について。地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

事業名、亘理町防災集団移転促進事業。これは移転元地の買い取り事業でございます。

所在地、亘理町荒浜字隈崎155番地1 外12筆。

面積、9,915.99平米。

金額、8,107万5,684円。

契約の相手方、東京都八王子市みなみ野3丁目11番12号 エトワールみなみ野204号 江戸清人。

なお、地権者との仮契約を締結した額につきましては、8月23日に行っております。また、今回の土地売買契約に関しましては、地権者1名との土地売買契約におきましても1件700万円を超えて5,000平米を超える契約となりますので、議会の議決をいただくものとなります。

それでは、次の10ページをごらんいただきたいと思っております。

資料について説明申し上げます。この10ページの資料につきましては、今回の事業において取得する宅地、雑種地、公衆用道路、畑の土地取得明細表でございます。荒浜字隈崎155番1から荒浜字築港通り11番3まで13筆分、1筆ごとの所在地、地目、面積の明細でございます。

次に、一覧表の下、買収単価につきましては、宅地として1万3,200円及び1万4,000円、雑種地9,300円及び9,800円、公衆用道路2,800円、畑4,100円と表示しておりますが、次の11ページ、その次の12ページの公図写しをごらんいただき、説明申し上げます。

11ページ、12ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、11ページの位置図でございますが、一点鎖線で表示している分につきましては、災害危険区域の境をあらわします。真ん中のところ、太線で囲んでいる区域が今回の仮契約を行った土地となりますが、具体的にはこの位置図で示しており県道荒浜港今泉線を挟んだ東西の土地で、災害危険区域内の土地となります。

次に、12ページの公図写しをごらんください。

まず、点線で示しているのが隈崎と築港通りの字界をあらわします。それぞれの

土地の買い取り単価については以前から説明申し上げ、各定例会の際に防災集団移転促進事業元地の取得状況として報告しているとおおり、荒浜地区の災害危険区域内においては宅地及び雑種地、そして公衆用道路などそれぞれの区域を設定し5段階の買い取り単価となったものでありますが、今回該当となった土地は宅地が1平米当たり1万3,200円及び1万4,000円、雑種地が9,300円及び9,800円、公衆用道路が2,800円の土地となったものでございます。また、畑につきましては1平米当たり4,100円として、震災格差率等を踏まえた価格要因を地権者の方にご説明申し上げご理解をいただき、土地売買契約の仮契約を締結しております。

今回の土地取得については、東日本大震災からの復興を推進する中で、防災集団移転促進事業による移転促進区域に指定された土地を取得する事業でございます。ご同意をいただき、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 買収単価でございますけれども、公衆用道路2,800円というふうな単価になっております。この公衆用道路、宅地の入り口、公道に面してございまして、宅地にこう入っていくところだというふうなことから考えますと畑よりも低くなった、ならないのかなというふうに一般に思うんですけれども、その辺の理由がありましたらお願いいたします。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 公衆用道路の鑑定評価につきましては、これは固定資産税の考え方も同様と思っておりますけれども、宅地に付随する公衆用道路として宅地の約2割ぐらいの評価ということでの鑑定という形になります。それについては、先ほども申し上げましたけれども、税上の考えも同じような考えで評価されているようでございます。

議長（安細隆之君） 9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 先ほど説明がございましたけれども、宅地と雑種地、まずどこが1万3,200円で1万4,000円なのかそれを教えていただきたいことと、その800円の差、これは何なのか、それを教えていただきたい。それから、雑種地も同じ。どれが9,300円で、どこが9,800円で、その500円の差は何なのかをお願いします。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 先ほども荒浜地区の災害危険区域については5段階の評価をしたということで前に説明しておりますけれども、まず荒浜築港通りを挟んだ土地と港周辺については一番評価が高くて1万4,000円となっております。それから、そのちょうど上の地区になる旧住宅地といいますか、そこについては1万3,200円。それから、荒浜港今泉線、5丁目通りといいますか、そこが1万1,800円。そこから下水のポンプ場の間の土地については、1万2,400円。それから、一番東側については1万600円という宅地の評価でございます。（「それを番地で言っただけですか」の声あり）

今が、全体の評価の状況を説明申し上げた。それで、この公函で申し上げますと、下のほう、荒浜字築港通り9の38、それから9の39、これが1万4,000円の宅地の評価でございます。それから、1万3,200円の宅地については、まず築港通り、その上のほうですね、9の37が1万3,200円。それから、宅地が荒浜字隈崎155の2と真ん中のところにありますが、これが1万3,200円でございます。

それから、まず雑種地の考え方でございますが、雑種地については宅地並みに評価になりますが、大体駐車場とかそういった用地として利用している状況でございますが、宅地の約7割相当の評価というのが考え方ですね。

それで、雑種地については、一番下のところに荒浜字築港通り11の3、これが雑種地9,800円。それから、真ん中のほうになりますが、荒浜字築港通り9の2、この雑種地が9,300円。それから、その隣になりますが、字界が変わりまして荒浜字隈崎168の144、これが雑種地で9,300円という評価でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質問ありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、説明されたとおり災害危険区域の指定による建築が制限された土地の取得でありますけれども、土地を取得してどのように利用するんですか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 災害危険区域の跡地利用というようなお質問でございます。

今回、危険区域から東ですけれども、面積が約50町歩ございます。その中身につきましては、現在担当課とそしてまた業者との打ち合わせをしております。観光ゾーンもあれば水産ゾーンもある、そしてまたスポーツエリアゾーンとこのような

ことで今検討中のございまして、案が固まり次第、議会のほうにまたご相談を申し上げたいとこのように思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、検討中ということでありませけれども、土地利用計画ですね。いつごろまでに結論出るんですか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 基本計画は、来年の3月の末をめどに検討中がございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第117号 土地の取得についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第117号 土地の取得についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 118号 平成25年度亶理町一般会計補正予算（第5号）

議長（安細隆之君） 日程第6、議案第118号 平成25年度亶理町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、続きまして議案第118号 平成25年度亶理町一般会計補正予算（第5号）について説明申し上げます。

資料につきましては、別冊の亶理町一般会計補正予算書（第5号）をお開きいた

だきたいと思います。

最初に、1 ページ目をごらんいただきたいと思います。

平成25年度亘理町一般会計補正予算（第5号）は、次の定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,716万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ595億7,198万1,000円とする。

第2条、債務負担行為の補正。債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による、でございます。

それでは、歳出のほうから説明いたしますので、15ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

初めに、2款1項1目総務管理費の1目一般管理費で17万円の増額補正でございます。右の16ページの説明欄にございますように、亘理町集会所建設事業補助金でございまして、鷲屋区の集会所の改修工事に伴いまして平成24年度に568万7,000円を鷲屋区に交付しているところでありますが、今回この繰越工事を行いまして、この完了に伴いまして補助金の精算によって追加の補助金の交付が発生したことから、今回補正するものでございます。

次に、6目企画費304万5,000円の増額補正でございます。右のページの説明欄にございますように、バイオマス発電事業調査業務委託料でございます。これにつきましては、現在本町で首都圏の企業家の方々が会員となられておりますNPO法人の「元気な日本をつくる会」が、亘理町の地域活性化と産業創出を目的に現在進めておりますバイオマス発電プロジェクトにおいて、今後の事業推進に向けての具体的な実現可能性を調査するため、今回バイオマス発電調査委託料としまして補正するものでございます。

次に、12目基金管理費としまして9億9,819万2,000円の増額補正でございます。これも説明欄にございますが、震災復興基金積立金として7億9,111万9,000円の補正でございます。津波浸水区域の支援事業費として、今回国のほうから事業費の残りであります2割の事業費の内示が来たことから、この内示額の7億8,800万円の増額補正するものと寄附積立金としまして、後ほど歳入のほうでもご説明いたしますが、311万9,000円を増額補正するものでございます。

東日本大震災復興交付金基金積立金として、2億707万3,000円の増額補正でございます。地域資源活用総合交流施設整備事業、いわゆる水産センターの整備にかかわる分としましての2億515万9,000円の増額補正でございます。このことについても、後ほど歳入でご説明いたしますが、今回国のほうから震災復興交付金の内示がありましたので、この2億515万9,000円を基金として積み立てるものでございます。

次に、住宅建築物安全ストック形成事業分、いわゆる防集の個別移転の利子補給にかかわる分でございますが、これにつきましては平成24年度の事業精査をした結果、国のほうからの交付金が若干過剰にきたということで、今回その分を基金に返還し積み直すということで、今回191万4,000円を増額補正するものでございます。

14目の諸費につきましては、町税関連経費としまして町税等還付経費については当初予算では1,000万円予算措置しておりましたが、主に法人町民税の還付経費の増によりまして今回900万円を増額補正するものでございます。

それから、2項2目賦課徴収費としまして、これも町税関連経費といたしまして、賦課徴収費における平成26年1月からの延滞金利の変更に伴う滞納整理システム改修委託料としまして150万円を増額補正するものでございます。

続いて、17ページをお開きいただきたいと思っております。

3款民生費1項3目老人福祉費157万1,000円の増額補正ですが、平成24年度の老人保健交付金の額の確定に伴いまして社会保険診療報酬支払基金に返還金が生じたことから、今回老人保健交付金返還金として157万1,000円を増額補正するものでございます。

8目の被災者支援費21万8,000円増額補正ですが、津波被災住宅再建支援等の補助金の通知等に必要な事務経費といたしまして、消耗品費として12万円、手数料といたしまして9万8,000円を今回補正するものでございます。

2項3目保育所費75万2,000円の増額補正につきましては、初めに委託料4万5,000円ですが、これについては鹿島保育所におきまして隣接しております民家に樹木が覆いかぶさっておりますので、この樹木の枝の剪定を行うための委託料でございます。

次に、工事請負費として70万7,000円の増額補正ですが、同じく鹿島保育所のホールにおいて現在使用しておりますエアコンが老朽化等により冷却能力が低下して

いる状況でありまして、これに対応するために今回エアコンを1台追加で設置する工事請負費として補正するものでございます。

4目児童措置費357万4,000円の増額補正ですが、保育園経費におきましては補助金として、私立保育園の保育士確保のため保育所の給与等の庶務改善を図ることを目的に、宮城県の安心こども基金を財源として保育士等处遇改善臨時特例事業補助金として逢隈保育園並びに亘理カトリック保育園に対しまして交付するために、今回327万4,000円増額補正するものでございます。

消耗品費の30万円の補正については、この補助金の交付等の事務処理に行う必要な経費として、消耗品の補正として上げたものでございます。

次に、17ページの下段になりますが、4款衛生費1項3目保健増進費としまして10万8,000円の増額補正でございますが、右の説明欄に記載しておりますが、今後建設予定であります保健福祉センターの整備内容の検討、それから整備後の運営にかかわる準備委員会設置に伴う委員報酬としまして10万3,000円、それから準備委員会の茶菓代としまして、次のページにまたがりませんが、食糧費として5,000円を補正するものでございます。

続いて、19ページをお開きいただきたいと思います。

2項1目清掃総務費194万3,000円の増額補正でございますが、右の20ページの説明欄でございますように、亘理名取共立衛生処理組合ごみ処理負担金としまして、現在岩沼市に計画されております新ごみ処理施設等の建設にかかわる平成25年度負担金の不足分として増額補正するものでございます。

次に、5款労働費の1項4目働く婦人の家管理経費といたしまして6万8,000円の増額補正でございますが、現在働く婦人の家で使用しております電話機については最近故障が相次いで、N T Tに修理を依頼したところ、機種が古いということで、それから生産中止ということで修理が不可能というN T Tからの回答によりまして、今回電話機のリースを新しく導入することによる補正でございます。

6款1項4目農業振興費514万3,000円の増額補正でございます。これについても、説明欄でございますように、農業振興事務経費として113万3,000円の補正でございます。これについては、現在交付金事業により整備中の、仮称であります「亘理・山元いちご集出荷場」、これについてはことしの9月末に完了予定であります。予定としましては10月ころに完工式を開催予定で計画しております。今

回、その完工式の開催に当たりましての経費として、報償費としまして記念品代で18万9,000円、需用費としまして当日の飲食代等として44万1,000円、それから使用料賃借料としまして会場のテーブル、いす、放送機材のリース料として47万3,000円の合わせて113万3,000円を補正するものでございます。

なお、完工式にかかわる経費については、現在亘理、山元町、それからJAみやぎ亘理の3者によります共催で実施予定でありまして、現在それぞれの負担割合について協議中でありまして、今後負担割合が決定した際については、確定後に歳入予算で計上する予定でございます。

続いて、野菜振興対策経費については、いちご団地で計画されておりますイチゴの高設栽培、これについては初めて取り組む農家が多いということで、今後この高設栽培にかかわる技術者と後継者育成のために、先進地からの講師を招いてイチゴの高設栽培の技術確立及び人材育成を図ることを目的としまして、いちご団地管理組合にいちご団地技術者・後継者育成事業補助金として40万円を増額補正するものでございます。

東日本大震災農業生産対策事業については、次の22ページにまたがりませんが、被災した水稻、イチゴ、野菜などの生産基盤整備に対しまして補助を行う事業でありまして、今回は亘理いちご吉田地区生産組合の生産資機材導入事業に対しまして、国県費に町単独費として5%のかさ上げ分を加え補助するものでございまして、361万円増額補正するものでございます。

21ページをごらんいただきたいと思います。

6目農地費としまして、360万円増額補正でございます。農地事務経費10万円については、イチゴ関連事業で資材等の工場検査が今回ふえたということで、今後も含めまして旅費の補正をするものでございます。

それから、ため池樋門管理経費350万円の補正ですが、これについては説明欄にありますとおり称名寺のため池のしゅんせつ及び修繕工事ということで、称名寺前ため池については現在蓮が繁殖して池全体を覆っている状況でありまして、この状態が続きますと水質悪化等に悪影響を及ぼすということで、しゅんせつ及び修繕費ということで増額補正するものでございます。

それから、合わせましてこの称名寺前ため池については、今回被災したことから、平成23年度の繰越工事によります災害復旧工事を実施したところであります

が、災害査定時に施工延長が10メートル認められなかったということから、今回10メートル分の張りブロックの補修工事も合わせまして、合計で350万円増額補正するものでございます。

あと、9目農業用施設整備費として1,285万の増額補正でございます。説明欄にありますように、土地利用調整推進事業費ということで、まず初めに委託料として逢隈西部地区ほ場整備事業の管理表作成業務委託料として65万円の増額補正ですが、逢隈西部地区につきましては平成24年度に事業を完了しておりますが、地区内の農地集積事業については目標の集積率達成まで継続する必要があるということで、県のほうから今回目標達成となるまで農地集積に関する事業管理表の作成を求められたことから、今回65万円増額補正するものでございます。

同じく、土地利用調整推進事業費の補助金として1,350万円の減額補正でございますが、これについては農山漁村地域復興基盤総合整備事業、いわゆる圃場整備事業ですが、これの調査・調整事業として当初予算で1,750万円計上しておりましたが、東日本大震災復興交付金事業として採択されております。町内7地区の圃場整備事業において、整備事業とあわせて農地集積事業を継続的に実施していかなければならないということから、今回地区ごとに農地集積促進計画の見直しを今年度計画しておりましたが、圃場整備の事業主体であります県と協議した結果、事業開始から1年にまだならないということで、農地集積業務の見直しすることが現在困難であるということで、当初見込んでおりました集積促進計画の一部であります現状の地区内の耕作地の管理業務のみを行い、集積に関する見直しについては来年度以降するという事としたことから、今回1,350万円減額補正するものでございます。

次に、13目復興事業費507万5,000円の増額補正でございます。これについては、復興畑団地整備事業として当初予算におきまして換地業務委託料830万円を当初予算に措置したところでございますが、圃場整備区域の地区化への確定を早急に行う必要があることから、今回復興畑団地代替地整理業務委託料の不足分としての350万円、これに復興畑団地代替地整理業務委託料157万5,000円の合わせて507万5,000円を増額補正するものでございます。

次に、3項水産業費3目復興事業費の1億1,168万8,000円の増額補正でございますが、これについてはさきの6月補正予算におきまして、津波による流失した水産

センターの整備について設計委託料3,150万円計上したところではありますが、今回補正におきましては工事監理業務委託料として212万2,000円と工事請負費として1億842万1,000円、水産センター建設の際に支障となるコンテナ等の移転に伴う補償費として114万5,000円をそれぞれ増額補正するものでございます。

事業については、来年度、平成26年度までの2カ年度事業になるということで、今回平成26年度の債務負担行為限度額を設定した上で、1億1,168万8,000円を増額補正するものでございます。

次に、23ページをお開きいただきたいと思えます。

8款土木費2項3目道路新設改良費3,600万円の増額補正でございます。説明欄にありますとおり、改良事業費として、まず委託料につきましては町道神宮寺本線の角田市との町界の手前になりますが、箕輪峠、ここにおけます法面点検業務として200万円の補正。それから、工事請負費につきましては町道箱根田西線、この道路改良工事費として350万円の補正。公有財産購入費としまして、町道箱根田西線及び町道大塚線にかかわる用地取得費として200万円の補正。補償費といたしまして、町道箱根田西線のブロック塀、それから町道大塚線の家屋補償移転料として2,490万円を増額補正するものでございます。

側溝新設改良事業費については、町道下小路南町線、称名寺前ため池の下になりますが、この町道下小路南町線の70メートルの側溝改修工事として360万円増額補正するものでございます。

次に、4項2目公共下水道費1,366万8,000円の減額補正ですが、公共下水道事業特別会計におきまして、当初平成24年度分の整備分の20%を一括納入割合として積算しておりましたが、沿岸部の被災された方が主として亘理逢隈地区に農地の転用等を行いまして宅地にする案件が増大したことから、受益者負担金の納入が増大しまして、それに伴います公共下水道特別会計の繰出金を1,366万8,000円減額補正するものでございます。

4目公園管理費につきましては、説明欄にございますが、修繕料につきましては亘理公園の東屋のテーブルの修繕料として15万円、工事請負としまして旧館公園内の遊歩道の土どめ工事、それから悠里館北側駐車場と常磐線間の歩道部分の補修工事の工事費としまして250万円の増額補正で、合わせて265万円増額補正するものでございます。

次に、9款消防費1項2目非常備消防費59万5,000円の増額補正でございます。26ページの説明欄にございますが、消耗品費としまして消防団員等公務災害補償と共済基金の安全装備品整備等助成事業を活用しまして、今回消防団員の防寒衣を購入する費用として補正するものでございます。

25ページをお開きいただきたいと思います。

5目防災費ですが、防災行政無線管理費として鳥屋崎区の集会所建設に伴う防災行政無線の屋外の拡声子局の移設、撤去工事の請負工事費としまして134万4,000円増額補正するものでございます。

それから、10款教育費2項1目学校管理費としまして、6,258万6,000円の増額補正でございます。説明欄にもありますが、小学校の施設整備事業費におきまして東日本大震災により被災した荒浜小学校の外壁改修工事及び高屋小学校のグラウンド整備工事費としまして、工事請負費として5,946万6,000円の増額補正。それから、施設管理費としまして、今まで宮城県で運営しておりました宮城県学習情報ネットワーク、略称SWANといいますが、これが今年度末で運用停止となりますということで、それにかわります亘理町独自のネットワークの構築が必要となることから、今回情報教育ネットワーク構築業務委託料として252万6,000円、各小学校のインターネット回線利用として16万2,000円、ホスティング等の使用料として43万2,000円の合わせて312万円を増額補正するものでございます。

3項1目の中学校にかかわる分といたしましては、東日本大震災によりまして被災した吉田中学校のグラウンド整備費として、工事請負費5,550万円増額補正するものでございます。施設管理費としましては、先ほど小学校の際にもお話した情報教育ネットワーク構築と同じ内容で中学校についても整備予定とするもので、合わせて208万円増額補正するものでございます。

27ページをお開きいただきたいと思います。

4項2目公民館費としまして、310万円の増額補正でございます。中央公民館の調理実習室のエアコンが老朽化により使用できなくなったことから、今回更新するための費用としまして補正するものでございます。

3目文化財保護費につきましては、田沢地区にあります町の指定文化財となっております安福河伯神社の本殿の屋根に檜の木の枝がかかっている状態でありまして、今後屋根が損傷する可能性があるということから、今回支障となる木の伐採を

行うこととし、支障木の伐採委託料として18万4,000円増額補正するものでございます。

5目図書館郷土資料館費といたしまして、修繕料104万1,000円の増額補正でございます。修繕料として、当初予算で予定しておりませんでした非常用のバッテリー、それから予備発電装置の部品の一部、取りかえする必要が今回生じたということから、修繕料としまして104万1,000円を補正するものであります。

あと、5項1目保健体育総務費については、これも右の説明欄にありますように委託料としまして169万8,000円の増額補正でありまして、わたり復興マラソン大会経費、これにつきましては当初予算で予算措置済みであります。今回現地及び内容等について精査した結果、マラソンコース内の草刈り等の整備、それから駐車場の整理員、大会会場設営運営費としまして今回新たに補正するものでございます。

次に、11款3項2目公立学校施設災害復旧費でございますが、長瀬小学校及び荒浜中学校災害復旧事業における債務負担行為をさきの8月の臨時会で可決いただいたところでございますが、今回債務負担行為設定金額と同額を減額補正するもので、小学校災害復旧費で長瀬小学校災害復旧工事監理業務委託料としまして1,541万円の減額、災害復旧費としまして4億7,322万円の減額と合わせて4億8,863万5,000円減額補正するものでございます。

中学校の災害復旧費で、説明欄は30ページになりますが、荒浜中学校の災害復旧工事の監理業務委託料としまして2,041万円の減額、災害復旧工事費としまして8億402万8,000円の減額の合わせて8億2,443万8,000円を減額補正するものでございます。

続いて、歳入について説明いたします。

お戻りいただいて、9ページをお開きいただきたいと思います。

9款1項1目地方交付税、これについては普通交付税の額の確定に伴いまして778万2,000円普通交付税を増額補正するものと、小中学校災害復旧事業費の減額等によりまして6億374万8,000円、震災復興特別交付税を減額補正するもので、合わせて5億9,596万6,000円を減額補正するものでございます。

13款1項4目災害復旧費負担金につきましては、先ほど説明いたしました震災復興特別交付税と同様に小中学校災害復旧費の減額に伴いまして、公立学校施設災害復旧費負担金を6億9,092万6,000円減額補正するものでございます。

2項8目農林水産業費国庫補助金については、2億515万9,000円を増額補正するものでございます。

14款県支出金については、災害危険区域外に居住していた被災された方のための支援として、東日本大震災復興交付金基金の津波被災住宅再建支援分の8割が平成24年度に交付されておりましたが、今回残りの2割分が交付決定されたということから、その額の7億8,800万円東日本大震災復興基金交付金を増額補正するものと、先ほどお話ししました保育士等処遇改善臨時特例事業補助金として357万4,000円増額補正するものと、被災者健康支援事業補助金として209万7,000円増額補正するものでございます。

農林水産業費県補助金につきましては、東日本大震災農業生産対策交付金として225万7,000円、宮城県農業生産早期再開対策事業補助金として112万8,000円それぞれ増額補正し、農山漁村地域復興基盤総合整備事業補助金につきましては、先ほどの歳出の際にもご説明したように、町内7カ所の圃場整備における農地集積事業の見直しによります調査・事業の減額でありまして、県支出金もこれに伴いまして1,181万2,000円の減額補正で、県支出金合わせまして7億8,524万4,000円減額補正でございます。

11ページをお開きいただきたいと思います。

16款1項1目寄附金については、全国の方々より東日本大震災にかかわる災害復旧・復興のための寄附のほかにはふるさと納税合わせまして、合計22件527万9,000円の寄附をいただきました。内訳としましては、ここに書いていますように東日本大震災復興資金として14件311万9,000円、企画費として3件8万円、地域協働まちづくり経費として1件3万円、児童福祉費として3件204万円、小学校管理費として1件1万円それぞれご寄附を頂戴し、今回補正するものでございます。この場を借りまして、ご寄附をいただいた方々に対しましては厚く御礼申し上げたいと思います。

次に、17款繰入金につきましては、今回補正予算の調整財源として財政調整基金繰入金1億7,399万8,000円増額補正するものと、先ほど説明した復興マラソン大会の開催にかかわる追加費用といたしまして169万8,000円、それからいちご団地技術者・後継者育成事業としての40万円の合わせて209万8,000円震災復興基金繰入金を増額補正するものと、地域資源活用総合交流施設整備事業にかかわる東日本大震災

復興交付金基金繰入金として5,519万4,000円を増額補正するもので、繰入金合計で2億3,129万円の増額補正をするものでございます。

18款の繰越金については、今回24年度決算に伴いまして純繰越金が5,063万7,000円となりまして、今年度当初予算に5,000万円計上しておりまして、その不足分となります63万7,000円、今回増額補正するものでございます。

19款の諸収入3,212万1,000円を増額補正ですが、13ページをお開きいただきたいと思えます。

4項1目で、まず雑入ですが、先ほどの歳出でご説明しました消防団員等の安全装備品整備事業等の助成金として59万5,000円を増額補正するものでございます。

それから、5項1目農林水産業費受託事業収入については、地域資源活用総合交流施設整備事業にかかわる、いわゆる水産センターの整備にかかわります宮城県漁業協同組合、それから独立行政法人防災科学研究所から建設費負担金として3,152万2,000円を増額補正するものでございます。

最後になりますが、債務負担行為の追加について説明いたします。

4ページをお開きいただきたいと思えます。

歳入の農林水産業費で説明いたしましたように、地域資源活用総合交流施設整備事業が平成26年度までの2カ年度事業になるということから、工事費それから工事監理費について26年度の債務負担行為の限度額の設定を行うものであります。建設工事費として2億9,313万8,000円、それから工事監理業務委託料として573万5,000円、限度額をそれぞれ平成26年度までに設定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番熊田芳子議員。

3番（熊田芳子君） 18ページの中段のところ、鹿島保育所のホールのエアコン設置工事で70万7,000円とありますけれども、これは故障したんじゃなくて老朽化のためにかえるというふうな今課長の説明でございましたけれども、あそこのホールは毎日お布団を敷いたり、すごく空気が汚れる可能性があるんですね。この70万7,000円で新しく買うとしても、そういう空気清浄とかハウスダスト、それから湿気取りとかそういう機能のついたエアコンを購入するのかどうかをお尋ねしたいと思えます。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 鹿島保育所のエアコンにつきましては、現在2台、こちらのほうの会議室にあるような縦型のやつがついてございます。それで、ホール自体につきましては高いところに空気の天窓というんですかね。ぱたぱたするようなやつもついてございまして、現在各種事業の中で使っていますし、あと午睡の中でも議員さん言われるように使用しています。

それで、今回2つのエアコンが、工事業者というか電気業者に見てもらったんですが、故障はしていないと。ただ、能力的にちょっと落ちてきているんじゃないかという話もありまして、1台を追加で増設したいということでございます。それで、これまで暑さ対策につきましては、ホールの西日、大変当たって子供たちも大変だということで、ヨシのすだれというんですかね。そういうものも高いものを買ったりして対応したり、あとカーテンを早目に閉めてエアコンのほうも早く電源を入れまして対応していたんですが、なかなかちょっと厳しいということもありましたので、今回増設をしたいと。それで、換気の面につきましては、一応機能的には総額で120万円ぐらい。それで、執行残の分と合わせて今回購入するわけなんですが、そういった機能まで特別ついているわけではないんですが、換気等はその天窓等を使いながら常時職員のほうが配慮しながら対応していきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） 新しく買うのは本当に簡単ですけども、やはり常日ごろの手入れも大変貴重なものだと思います。フィルターの掃除とか、やはり小まめにそういったところの管理、それもきちっと指導していただきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16 番（鞠子幸則君） まず、16ページ。

2款1項6目バイオマス発電調査事業ですけども、再生可能エネルギーというのはバイオマスだけでなく、ご存じのとおり太陽光とか風力とか、あと地熱とか小水力とかありますけれども、互理町として再生可能エネルギーを今後どのように施策として進めるのか、どの発電を重視して進めるのか、その説明。政策的なことなんですけれども、その説明をお願いしたいということが第1点目。

第2点目、同じく16ページ。2款2項2目滞納システム改修事業ですけれども、26年1月から延滞金の利率が変わるというふうに説明されましたけれども、何%から何%になるんですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） じゃあ、最初にバイオマス発電関係について説明いたします。

これについては、先ほど説明しましたようにNPO法人の元気な日本をつくる会と亘理町とで昨年からいろいろと打ち合わせしておりまして、それについて今のいわゆる遊休農地の利活用という観点からバイオマスと。これについては、前にも議員の方々にもお話しましたが、牧草を利用したバイオマス発電ということで今、双方とも協議を進めている状況でございます。前に出ましたメガソーラー、いわゆる太陽光発電については、いわゆる農地転用それから農集の関係で、業者さんが今ほとんど来ないということございまして、今現在可能性あるとすれば、今申し上げましたバイオマス発電で進めている状況でございます。

これについては、単に今協議している中では、単に売電だけじゃなくていわゆるバイオマス発電については全国的にも事例が少ないということで、事業をもし仮に推進していった場合、全国的に珍しいケースということで、いわゆる視察等も来るだろうという観点から観光面、人の出入りについても期待できるということで、そういう観点から今調整しておりまして、具体的にはまだ今協議しておりまして、今後この調査費等も含めましてある程度はつきりな時点で皆様方のほうに説明していきたいということで考えております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。（「ああ、まだまだ、答弁漏れ」の声あり）ああ、ごめんなさい。税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） 利率というふうなご質問でございますが、26年1月1日から延滞金の利率が変更になります。今回の利率の変更につきましては、市中金利が低水準で推移しているというふうなことから、納税者の利便を図るために開始されたものでございます。

現在、本則が14.6%でございまして、この利率が9.3%に減額されるというふうなことでございます。内容につきましては、特例基準、これは公定歩合でございまして、これに7.3%を加えたイコール9.3%というふうなことで、公定歩合を1%と

見込んだ数値でございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 延滞金の利率14.6%というのは、サラ金並みの利率。それはいいです。

次、18ページですね。

3款2項4目保育士等処遇改善事業補助金ですけれども、先ほど企画財政課長が説明されましたけれども、処遇改善といっても賃金を引き上げるとか、あとは臨時職員を正職員にするとか保育士を増員するとかさまざまなことが考えられますけれども、具体的にどういう処遇改善に補助金が出るのかというのをまず説明いただきたいということと、もう一つは逢隈保育園、亘理カトリック保育園が当然独自にやることについて補助をするということでもいいですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 今回の保育士等の処遇改善なんですが、事業の目的につきましては、先ほど企画財政課長からお話ありましたように保育士の人材確保等を推進するということで、その処遇に取り組む事業所へ、要するに民間の保育所へ資金を交付するという事業になってございます。

県の安心こども基金のほうからの事業ということで、定額の補助をいただいて実施するわけなんですけど、処遇改善の方法につきましてはいろいろとございます。1つは賃金面の改善、要するにベースアップとか一時金とかそういったことが考えられます。それで、保育所の増員については、それは処遇改善にはちょっと当たらないということがございます。現在の職員の個々の賃金等のアップあるいはベースアップ、それか処遇のアップ等が主に考えられます。それから、福利厚生費についても、事業所で負担する分についてもその事業の中の一部の経費ということで認められてございます。

それで、こちらの金額につきましては、一応内々に、この事業、国のほうの特例事業ということで進められておるんですけども、各2つの施設に事業の実施をやるのかということで内々に相談をしまして、一応やるということで承って定額の基準額をもとに算出してございます。その金額につきましては、児童の、入所しているお子さんたちの年齢区分による単価というものがございます。それに児童数を掛けて求められるわけなんですけど、4月1日現在の入所の子供の数、それから10月1

日の子供の数に基づいて6カ月ずつ積算して、足して12月分ということで補助金の定額が決まります。

それで、逢隈保育園とカトリック保育園においては、定員規模がちょっと違いますので、それによって単価も変わってきますし、それから勤続する職員の年数においても単価は変わってきます。

それから、対象となる職員につきましては、正職以外の臨時職員、それから事務職員、それから調理員等もろもろ保育園にかかわる職員が対象となります。ただ、どこまで対象にするかは各施設のほうの考えでということになりますので、それぞれの施設で計画を立てて申請をしていただいて、あと実績を出してもらおうという形になります。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 3点目ですね。20ページですね。

6款1項4目いちご団地技術者・後継者育成事業補助金ということで、いちご団地管理組合に補助金を出すということですね。きょう、河北新報の1面と31面に吉田浜の齋藤さんが高設いちご団地で定植をしていたという写真と記事が載っていて、その中で齋藤さんは「一からの始まりだけれども、引き続きイチゴ栽培をやりたい」というふうに記事が載っていました。極めて感動的であります。高設栽培は初めての経験なので、技術者の確保及び後継者の確保というのが緊急の課題であります。町としてそのために具体的にどういうことを行うのか、まず答弁をお願いいたします。

2点目、26ページですね。

10款2項1目13節、先ほど課長も説明されましたけれども、情報教育ネットワーク構築事業ですね。これは、町単独でやるというふうになっていて、それは県の学習情報ネットワークが今年度末で運用停止というふうになっておりますけれども、なぜこれが運用停止になったのか、その経過を説明してください。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） まず1点目でございますが、この40万円につきましては先ほど企財課長が説明したとおり、あくまでも組合のほうに自主的に補助金をやりまして、先進地であります栃木県のほうから技術者を招いて高設の指導を行ってもらおうというような事業でございます。

また、町と農協、普及センター等につきましては、確かに今回のイチゴ高設栽培につきましては初めてのケースでございますので、農協と普及センターの方が一緒になって養液、そういうものの関係を見回って指導していくということでございます。

また、町としましては、施設の不具合等がないように、今、施工しておりました業者が1カ月以上待機しまして、すぐに修理できるような体制を整えている次第でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） みやぎSWANの停止の理由ということですがけれども、私が聞いているのは、やはりみやぎSWANも長くやっておりますいろいろなトラブルがあったというふうには聞いております。そういったことが一つと、さらには県のほうの経費節減かどうかわかりませんが、そういったところも入ったのかなというふうに考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 16ページのバイオマス関係です。

さらなる調査をして、実現可能かどうかというふうなことでの委託となると思うんですけども、どこの団体、どこの会社になるかわかりませんが、この委託の調査の相手先、それと調査はいつまでを期限と決めて調査させるのか。その2点をお聞きいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 委託先については、先ほど説明申し上げましたNPO法人の元気な日本をつくる会でございます。今回の委託について、実証可能かどうかという調査を含めまして、今年、いわゆる12月までの工期で定めて委託したいと考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） ちょっとこれまでの経過、私なりに調べたものをちょっと言わせていただきます。

この事業は、国の資源エネルギー庁からの委託ということで、三菱総研が取りまとめております。去年の10月30日に締め切りまして、71件が応募したと。そのうち、12月たしか10日ころだと思んですけども、31件が採択された。その中

に、亶理町のバイオマス事業が入っております。それで、25年の新年度になってから、31件に対して約500万円のお金を出しまして調査させております。その調査の内容というのは、基本的には事業収支性をしっかりと確保できる計画を立案するというふうなのが、まず基本ですね。その中で、3月いっぱい調査させて、地域の活性がうまくいくとか、あとは採算性が合うとかというふうな部分での調査費用として、先ほど言った、多分500万円出ていると思うんですね。

そこで詳しく出ているはずなのに、また再度この場で実用可能かどうかという調査は、私必要ないのではないかと思います。ましてや、事業主体が元気な日本をつくる会というふうなので、そちらのほうで独自でやるべきじゃないのかなというふうに思うんですけれども、そういうふうな考えではないんですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 昨年について、今高野議員おっしゃったように、「亶理町バイオマス発電事業を核とした新産業創出と地域の活性化」ということで採択されて事業をしています。それについては、先ほど言いましたように事例が少ないということで、あくまでも海外の事例とかそういったものを含めまして、亶理町における今後の遊休地の再利用、あるいは、これもまだ確定ではないですけれども、わたり温泉島の海のいわゆる余熱を利用したプラント、あるいはいちご団地に二酸化炭素を送りましてその高付加価値の栽培ということで、計画については経済産業省のほうについては一応取りまとめは終わっております。

今回、内容については、先ほど議員もおっしゃったように元気会のほうで単独ですればいいという話もあったんですけれども、実はその打ち合わせ等についても東京のほうから常に五、六名の方が来て打ち合わせ、それについては自費でやっていたというところもあるんですけれども、そういった状況も踏まえて今後の亶理町の土地利用、それからその熱利用等も含めまして、いわゆる実証実験をこれからして実現に向けて可能かどうかというのを精査したいということから、今回調査費として上げたものでございまして、さらに今後については復興庁のほうにもこの残りの調査費について今申請しているところでありまして、亶理町の土地利用計画についても考えた場合、このバイオマス発電について土地利用というのを非常に重要な位置づけにしております、その意味でも早急に町としても判断が必要ということで、今回単費であります調査費として計上させていただいたところござ

います。以上です。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） それで、この資料なんですけれども、私、入手した資料なんですけれども、事業者名が元気会じゃなくて「株式会社シャープドキュメント21ヨシダ」となっているんですね。元気会とこの会社の関係と、この事業というのは去年採択されて、事業を進めるのが25年度、今年度中にしなくちゃいけないんですね、事業を。した場合に、先ほど決まったら話すんじゃないくて、決まる前に随時経過を議会のほうに報告してもらえれば。決まったからこうですよじゃなくて、やはり採算が合うかどうかという部分もありますし、我々もやっぱりそれも検討しなくちゃいけないと思うんですよ。だから、決まった時点じゃなくてその前に説明してください。まず、その説明できるかどうかと、あと「シャープドキュメント21ヨシダ」の関係。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） シャープドキュメント21については、今言った元気な日本をつくる会で実際事業化する上で、やはり会社の立ち上げが必要だということで、「シャープドキュメント21」という会社を元気会のほうで独自に立ち上げております。

あと、今後の経過等についてですが、今、いわゆる実証実験についてはこれからなんですけれども、逐次といいますか、ある程度見通し出た時点で内容等について議員の方々にお話したいということで考えております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 22ページ、お願いいたします。

復興事業費の中で、地域資源活用総合交流施設整備事業費なんですけれども、ここはいわゆる水産センターという話です。1階がふれあい市場、2階が漁業協同組合、3階が文科省というそういうことになっておりますけれども、ここの管理運営はどこでやるのでしょうか。この点についてお聞きします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今、詳細設計につきまして、業者のほうに発注しておる状況でございます。いずれ、詳細設計ができ次第、皆様にこの（仮称）水産センターの内容についてご提示したいなと思っておりますが、管理につきましては今考えているのは、あくまでも管理につきましては1階の水産センター「浜っこかあちゃ

ん」、荒浜商工会、今そういう人たちと話し合っていますが、管理運営については、1階についてはその母体でありますふれあいセンターさんをお願いしたいなと。2階は、漁協さんでありますので漁協さん。3階は、防災技術研究所、文科省の財団でございますが、その方に管理運営をお願いしたい。

ただ、1階のお金でございますが、あくまでも確かに今回無償でお貸しはしますけれども、そこで上がったもののお金についてある程度前のような形でとると。そのお金については、今後のその水産センターの維持補修、または周辺整備の基金創設をしていきたいと考えて、今のところはまだもわっとした具体的な感じではございませんが、今後そういうものを詳細的に詰めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 14ページの農林水産業の委託事業、収入という部分で今回漁協と文科省のほうから3,152万2,000円という金額が入っております。その1階、2階の部分のこれは、もうこのお金が入ってくるとずっとお金……。賃貸になるんだか、それともこれでもう解決になるんだかちょっとそこら辺が見えてこないというのと、あとふれあい市場のほうの、今課長は無償で、そして収益が上がった段階で料金をいただくというようなそういう話をされておりますけれども、そこら辺がやっぱりきちっとしたものをつくった上でこの水産センターを立ち上げるべきかなと私は思いますけれども、この点についても一度ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） まず、2階、3階については、普通のマンションと同じように所有者が所有するということでお金もいただいております。このお金につきましては、津波の関係については全額でございますが、漁協につきましてはこの震災において漁協自体が被災していると。また、今回漁協の組合のほうで名取支所、あと山元支所が合併するという観点から、町のほうで半分の補助をするという観点で考えております。

あと、先ほどの議員さんの言われた、あくまでも1階については、お金については、最初から軽減する考え方は今のところ持っていません。ある程度のお金をとるような感じで、今はその1階の方々にはお話はしています。ただ、前の鳥の海温泉に入ったような何%と規定ありますけれども、あれを基準に今の現況を踏まえて考

えていきたいなどは考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 鳥の海温泉のときにもさまざまな問題というか課題があったと思いますけれども、ぜひそこら辺を一つ一つ精査しながらきちっとした運営をしていただきたいと思います。以上です。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 確かに、いろいろと鳥の海温泉時代につきましては、私も担当しておりましたので、一部、電気、水道そういうものについては個別ではかれるような形で今設計しています。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 4つほど質問します。

まず、20ページ。

保健福祉センター運営……。仮称ですね、これね。ありますけれども、この仮称の運営委員会、これは初めて聞く名前なので、これは何をするのかということですね。まだ保健センターもできていないし、運営についてもまだわからないし、こういうのはどこの市町村にもこういうものがあるのか。建設するための運営委員会、これはどこの集団移転でもどこでもいいですけども、それらに運営委員会とかそういう委員会なんていうのを立ち上げたというのは、試しはないと思います。保健福祉センターだけ何でこういうものを立ち上げるのかと、一つ。

あと、先ほど鞠子議員が言ったけれども、いちご団地の技術指導に40万円だけで、これ本当に十分なのかということ。私考えれば、1年間の任期つき採用の職員ぐらいを置いて、常にその人に不安を解消するような、耕作者が相談できるような体制をつくっておいて、1年間ぐらい技術指導してもらったらどうかと。そのぐらいの予算措置をして安心させたらどうかと、一つは応分な考えを持ちました。

あと、26ページでは、高屋小学校のグラウンドと吉田中学校のグラウンドが5,000万円ぐらいの金で整備されるようですけれども、この整備の内容について、その整備に至る経緯と整備の内容についてひとつ伺います。

あともう一つ、先ほども聞いたけれども、情報教育ネットワークの業務委託。これは、この情報教育のネットワークで何をこの情報として委託するのか、どのような内容をここに委託するのか。その委託する業者は1者、これは特定の業者を指定

するつもりなのか。そういう内容について4点ほど伺います。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 初めに、亶理町保健福祉センター（仮称）運営準備委員会の内容でございますが、これにつきましては公共ゾーンのところに保健福祉センターをつくるということで検討委員会を立ち上げて、内容的に施設の活用方法として、部屋割りは一応策定いたしました。ただ、今回震災を受けた上で保健福祉センターのあり方、それをもう一度見直したいと。それと合わせまして、そこの中に入っておりました児童センター的児童交流センターがあったんですが、その分については中央児童センターで運営できるだろうということで、その辺の再度検討。

それから、もう一つが役場庁舎と同時に建設する予定ということで、それとの相互の関係もございますので、当初に計画しておりました3,000を超える面積でございますが、それらを縮小なり部屋割りを見直したいということで、委員の方々からご意見をいただきながら進めていきたいということで今回立ち上げたもので、確かに県内見ればどこにもない委員会かとは思いますが、この方々で新たな施設を検討していただき、その方を引き続き運営委員として建設された後も見守りをさせていただきたいということで、今回立ち上げるものでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 2点目についてお答えします。

確かに、議員さんがおっしゃるように補助金40万円、足りるのかと。その根拠でございますが、栃木県のほうからそういう高設をやっている方々を講習、先生として2回ほど呼びたいと。その出張旅費等で、あともう一つ。若手育成者につきまして宮城県の農研のほうに行ってもらったりなんなりして、研修していく出張旅費というような考え方を持っています。

ただ、その頻度ですね。それでいいのかという形でございますが、その辺ある程度状況を見ながら考えていきたいなと思っています。以上です。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） まず、3点目のグラウンドの改修に伴うこれまでの経緯、状況についてご説明申し上げます。

まず、議員さんもお存じのとおり、この高屋小学校と吉田中学校、こちらにつきましては3.11のときに津波被害を受けております。ただ、これは海水をかぶったと

いうだけでございまして、現実としては今現在の校庭を見ますと、晴れたりしますとぱんぱんになるんですね。かなりかたくなります。要するに、スコップが入らないというような状況になっているという状況で、やはり子供たちが運動するのは大変危険であるということ。また、雨が降ると逆にかなりごたごたになるという状況がありまして、これについてこういった状況の中から改修したい。

ただし、ここは災害査定で何でという質問があるかと思えますけれども、皆さんもご存じのとおり荒浜小学校の校庭改修の際、これも災害査定を受けておりますけれども、災害査定はあくまでも地盤沈下さらには液状化、そういったものがないとなかなか校庭も認めてもらえない。ご存じのとおり、荒浜小学校では十数万円の災害査定しかもらっておりません。ただ、幸いに荒浜中学校のほうは暗渠排水が入っていたものですから、この暗渠排水が皆壊れたよというような状況で災害査定を受けて、何とか全額もらうことができました。ところが、吉田中学校、高屋小学校はそれに該当はなかなかしないということから、今回単費で何とか早く直してあげたいということから、補正で上げさせてもらったのがこの経緯でございます。

工事の概要ですけれども、基本的には大体台帳面積、高屋では運動場が9,376平米あるんですが、このうちの運動場として活用している部分、約5,620平米、この部分を改修します。まず、大体20センチぐらい今の土を剥ぎまして、あと上質の土の入れかえという状況になります。これを、ひとつ見本として考えられるのは、長瀬小学校の校庭を見ていただければわかると思います。あんな感じのつくりをするということです。要するに、上質の土で水はけをよくしてあげたいというやり方でございます。そういった工法で、これは高屋小学校の面積でございます。

吉田中学校につきましては、台帳面積1万6,216平米あります。そのうちの1万2,500平米を今回改修するというので、これも高屋小学校と同様な形で改修する予定でございます。内容的にはこのような状況でございます。

次に、4点目。情報教育ネットワークですか。これにつきましては、情報教育という大変言葉尻難しいところもあるわけですが、基本的にはインターネットのネットワークをきちっと構築したいというのが今回の内容でございます。よって、町のように例えば各ボックスなんかまで全部連絡とれるような内容じゃなくて、今現時点としてやはりコンピューター教室なんかもございますので、やっぱり子供たちはインターネット、こういったものも勉強しなきゃいけないということからこ

ういったものを構築すると。また、メールによって各学校の連携もとれる、そういった状況まで今回は構築したいという内容でございます。以上でございます。

(「業者は」の声あり)

業者につきましては、これから入札を行いますので、その状況によってどこの業者になるか決まるかと思えます。以上です。

議長 (安細隆之君) 鈴木高行議員。

8 番 (鈴木高行君) いちご団地について初めに質問するけれども、年2回講師を派遣していただいて皆さんにいろいろ指導するというけれども、やっぱり一つはこの耕作者の中から、若い人、こういうのをやっぱり研修と言って何人かを、やっぱり上層教育でなくても上のほうの教育を受けさせて、少しプロパーをつくるとかそういう感覚のものをつくっていくと、将来的にも少しは組合の中で浸透するのかなと思うので、それらを核にするような指導者の育成。それにはちょっと40万円じゃ足りないというような気もするので、その辺、東課長はもう少し予算的に頑張って、そういう入植者の期待に応えられるような事業にもって行っていただきたいなとひとつは思います。もうちょっと増額してください。

あと、この高屋小学校と吉田中学校については、このグラウンドは暗渠排水まで整備する予定なのか、土の天地がえで良質の土を入れるだけなのか、その辺の説明をひとつ。

あと、インターネットだけの構築で、要するに各学校間がその委託業者に対していろいろな情報提供のためのネットワークをつくるだけのこの情報教育なのか、それとも親というか委託先がいろんな情報を独自に学校に配布して流してよこすとか、そういうところまでちょっとなっているのか。その辺の状況として、金額的にそれにはいろいろあるんだろうけれども、常時いろんな情報を、今の最新の教育情報とかそういうのが流されるような情報教育なのか、こっちからただ一方的につないで知りたいだけの情報なのか、その辺の中身についてちょっと伺います。

議長 (安細隆之君) 農林水産課長。

農林水産課長 (東 常太郎君) まず1点目でございますが、今回のいちご団地の関係でございますが、組合のほうに補助して、組合が独自でそういう研修をやるというのが主体でございますが、通常は農協さんと普及センターさんが常時見回ってそれなりの指導はしていく。

ただ、私のほうで考えているのは、あくまでも組合が独立してある程度組合らしくなるためにはどうすればいいのかということで、とりあえず40万円を補助したと。先ほど言ったように、それがいろいろとまだまだ構築上少ないとあれば、その辺を今後考えていきたいなと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） それでは、校庭の件でございますけれども、暗渠排水までかという話ですけれども、今のところ暗渠排水までは考えておりません。たしか長瀬小学校も同じだと思いますけれども、良質の土でもって排水をよくしているというような状況の内容になっております。それに合わせた形で、高屋も吉田中学校も良質の土を用いて排水をよくするという内容でございます。

中身、ちょっと申し上げますけれども、良質土とCCクレイ30パー、これを踏まえて5,620平米、高屋では入れかえをするという形です。あと、吉田中学校のほうにつきましては、同じく良質土とCCクレイ30パーを入れて1万2,500平米を入れかえるというような、基本的に土の入れかえだけで対応するというような内容になっております。

次に、情報教育のほうですけれども、議員さんご指摘のとおり業者のほうから情報どうなんだという話ですが、今のところスタートですので、まずはこのネット構築をしたい、これからいろいろとそういったところも踏み込んで考えていきたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 1 番、驚いたんですけれども、保健福祉センターの運営委員について県内どこでもやっていないのを亘理町が先駆けてやるというのは、それはちょっとね。何のためかという、私がとったのは、保健センターの建設と役場庁舎の建設とをドッキングさせて、まだまだ内容がまとまっていないから代表の意見を聞いてそのような中身を公共ゾーンに建てるような話の運営委員。以前には保健福祉センターの建設検討委員会というのがあって、それは大体の意見をまとめて保健センターの構造とか面積とかこのようなものの種類があればいいというのは、まとまっているはず。それらを踏まえて、また運営というのは役場内の執行部の中が保健センターを運営するのであって、そこまで外部の人間が運営委員会をつくっていろいろ何だかんだ言う必要もないし。そういうものは必要ないと思うんですね。も

う強いて必ずつくるとなれば兼務だって構わないし。なぜこれを立ち上げなきゃないかという意味がわからないです。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 今回、県内で初めてと言いましたのは、準備という形から進めるから初めてという話をさせていただきました。いろんな多目的な施設がある場合については、運営委員会というものはさまざま設置されている施設がございます。ということで、今回も検討委員会の中で委員さんからの意見を賜りながら設計図的なものをつくったものですから、その方々のご意見もお伺い、この準備運営委員のほうにも入っていただきながら、また新しいものとしてつくりたいということでの今回の委員報酬を計上させていただいたものでございます。以上です。（「回答になっていないんじゃないか」の声あり）

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第118号 平成25年度互理町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第118号 平成25年度互理町一般会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。休憩。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第119号 平成25年度互理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（安細隆之君） 日程第7、議案第119号 平成25年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、議案第119号 平成25年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書（第1号）を用います。

1ページをお開きいただきいただきたいと思います。

平成25年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,207万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,398万8,000円とするものでございます。

では、歳出から説明いたしますので、12、13ページをお開き願います。

8款1項1目特定健診審査等事業費、補正額はゼロではございますが、財源の内訳を見ていただきますと、一般財源194万6,000円を減じて、国県支出金に194万6,000円を追加するものでございます。これについては、県の助成が出るということで財源の組みかえをしたものでございます。

11款1項4目療養給付費交付金返還金、右のページにも書いてございますが、償還金利子及び割引料、診療給付費交付金を返還するものでございまして、平成24年度において、社会保険診療報酬支払基金のほうから退職者医療分として概算で3億2,758万円ほど交付されておりましたが、24年度の確定額が2億8,550万5,000円ほどとなったことから、その差額4,207万4,000円を今回返還金として計上するものでございます。

続きまして、歳入を説明いたしますので、8ページ、9ページを見ていただきたいと思います。

1款国民健康保険税について、1項1目、2目ともでございますが、7月に本算定をいたしました。その課税状況により増減をいたすものでございます。

1 目一般被保険者国民健康保険税267万4,000円を減ずるものでございますが、右のページにも書いてありますとおり、医療給付費分現年課税分については71万9,000円の増、後期高齢者支援金分現年課税分については130万4,000円を減ずるもの、介護納付金分現年課税分については208万9,000円を減ずるもの、2 目退職被保険者等国民健康保険税につきましては604万9,000円ほど減じますが、右に書いてございますとおり医療給付費分現年課税分については271万4,000円を減ずるもの、後期高齢者支援金分現年課税分については91万9,000円減ずるもの、介護納付金分現年課税分について241万6,000円を減ずるものでございます。

次に、6 款県支出金 2 項 3 目被災者健康支援事業補助金194万6,000円を増額するわけですが、これにつきましては特定健診の中で町独自に追加検診しておりますクレアチニン尿検査について、県のほうから補助をするということでの見込み額をここに計上させていただいております。

9 款 2 項、次のページになりますが、1 目財政調整基金繰入金といたしまして、今回歳出のほうで4,000万円ほどを見込んでおりましたものですから、あとそれと歳入で課税分減ずるもので、歳出の財源不足を生じたものですから、財政調整基金のほうから4,809万6,000円ほど繰り入れするものでございまして、この繰り入れをいたしますと基金残高は5億9,819万1,000円となるものでございます。

10 款 1 項 2 目その他繰越金でございますが、額が確定したことにより75万5,000円分を追加するものでございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議願います。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第119号 平成25年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第119号 平成25年度互理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第120号 平成25年度互理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（安細隆之君） 日程第8、議案第120号 平成25年度互理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） それでは、議案第120号 平成25年度互理町公共下水道事業特別会計補正予算書（第2号）についてご説明申し上げます。

平成25年度互理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,603万1,000円とする。

なお、今回の補正につきましては、震災に伴いますところの災害復旧費が主なものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思っております。

1款1項2目維持管理費200万円の補正でございますが、この関係につきましては荒浜周辺におきましての工事車両等の通行量の増に伴いまして、どうしてもマンホールに傷みが生じるというふうなことが発生してございますので、そのマンホール等の修繕料でございます。

3款1項の公債費につきましては、財源内訳の組みかえでございます。

5款1項1目下水道施設災害復旧費1,000万円の補正でございますが、13節委託料の500万円につきましては、荒浜排水区の放流渠の詳細設計の委託料と、互理第

3 処理分区、荒浜 4 丁目の波切地蔵さんがございましたが、そちらから南とあと 4 丁目の裏ですか、その部分についての汚水管渠のテレビカメラの調査委託料でございます。

15 節工事請負費 500 万円についてでございますけれども、下大畑地区の三戸部床屋さんから北側の汚水管渠にたるみが発生しておるといふうなことでございますので、その閉塞に伴いますところの復旧工事費でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、8 ページ、9 ページをお開きいただきます。

1 款 1 項 1 目下水道負担金 1,295 万 4,000 円の補正でございますが、受益者負担金の一括納入者の増に伴いますところの増額補正でございます。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1,366 万 8,000 円の減額補正ですが、一般会計からの繰り入れの減額というふうなことでございます。

5 款 1 項 1 目繰越金 1,271 万 4,000 円の補正でございますけれども、前年度決算によりますところの繰越金の確定によるものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議方お願い申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9 番鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 11 ページの、今ほど通行量が増えたのでマンホールをとということでしたけれども、先般、山元町のほうでマンホールのふたが盗まれました。これに対して、やはり亘理町にもいつどういのが来るかわからない。そういったものに対して、この対策、これ難しいと思いますけれども、対策とかそういうものは考えているのでしょうか。（「マンホールじゃなく道路のあれだ」の声あり）

あ、意味が違う。

議長（安細隆之君） 議案の部分でなくて、マンホールじゃなくて別な部分の、側溝のほうのふたの部分でございますので、質問控えていただきたいと思えます。

9 番（鈴木邦昭君） 了解しました。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第120号 平成25年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第120号 平成25年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第121号 平成25年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（安細隆之君） 日程第9、議案第121号 平成25年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第121号 平成25年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成25年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,390万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億671万円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明しますので、10ページ、11ページをお開き願います。

6款3項1目返還金でございますが、平成24年度分の介護給付費交付金と、地域支援事業交付金の精算によりまして国と県と支払基金に返還が生じますことから、

3,390万3,000円を増額するものでございます。

次に、歳入のほうに戻っていただきまして、8ページ、9ページのほうをお開き願います。

まず、下段のほうの9款1項1目繰越金についてでございますが、平成24年度の決算において実質収支額が6,377万3,936円ということになりましたので、介護給付費準備基金へ6,100万円を積み立て、残りの277万3,936円が平成25年度への繰越となりますので、当初予算に計上した200万円を差し引き、77万3,000円を繰越金として増額補正するものでございます。

それでは、上段のほうの8款2項1目介護給付費準備基金繰入金でございますが、今回の補正に伴いまして歳出に不足が生じますことから3,313万円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を願います。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第121号 平成25年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第121号 平成25年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第122号 平成25年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）

議長（安細隆之君） 日程第10、議案第122号 平成25年度わたり温泉島の海特別会計補

正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） それでは、議案第122号 平成25年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,343万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,269万円とするものでございます。

それでは、初めに歳入のほうからご説明申し上げたいと思います。8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。

2款1項2目基金運用収入1万9,000円の増額補正でございしますが、9ページ説明欄に記載のとおり、わたり温泉島の海運営基金積立金の利子でございします。

4款1項1目繰越金11万2,000円の増額補正ですが、右、同じく9ページの説明欄に書いてありますように、24年度の決算額の確定により繰越金でございします。

6款1項1目寄附金1,330万円の増額補正ですが、9ページ説明欄に記載のとおり、一般寄附金といたしまして亙理町災害防止協議会会長の八木昌征様より1,300万円、千葉県船橋市の株式会社光葉開発、代表取締役齋藤睦男様より30万円のご寄附をいただいたものでございます。貴重なご寄附をいただいたことに、この場をお借りいたしまして心よりお礼申し上げます。

続きまして、歳出のほうの説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。

2款1項1目基金積立費1,344万1,000円の増額補正でございしますが、歳入で申し上げました寄附金並びに繰越金等を全額わたり温泉島の海運営基金積立金として積み立てするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 9ページですね。6款1項1目、株式会社光葉開発というのはどういう会社ですか。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 株式会社光葉開発でございますが、千葉県船橋市におきまして不動産業を営んでおります。なお、代表取締役の齋藤様に関しましては、亘理町の逢隈出身でございます。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第122号 平成25年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第122号 平成25年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第123号 平成25年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（安細隆之君） 日程第11、議案第123号 平成25年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、議案第123号 平成25年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成25年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,000万5,000円とするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいとお思います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金98万5,000円の追加でございますが、これにつきましては24年分の課税分、これの出納期間中に町に納められた分を広域連合に納める際については新年度の納付金として納めるものでございまして、今回ここに追加補正するものでございます。

続きまして、歳入をお開きいただきます。8ページ、9ページ、ご説明いたします。

4款1項1目繰越金98万5,000円、歳出でも述べたとおり出納期間中に納められた24年度分の保険料を繰越金として計上したものでございます。

以上、説明を終わりので、よろしくご審議いただきたいと思います。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第123号 平成25年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第123号 平成25年度亘理町後

期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第124号 平成25年度互理町水道事業会計補正予算
(第2号)

議長（安細隆之君） 日程第12、議案第124号 平成25年度互理町水道事業会計補正予算
(第2号)の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） それでは、お手元の補正予算書の1ページをお開きいただき
たいと思います。

議案第124号 平成25年度互理町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明
申し上げます。

なお、今回の補正につきましては、工事請負費の補正でございます。

第1条 平成25年度互理町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところ
による。

第2条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額は、次のとおり補正する。

支出 第1款第1項建設改良費、既決予定額1億3,523万8,000円に3,200万円を
追加し、1億6,723万8,000円とするものでございます。

次ページ、2ページ、3ページをお開きいただきます。

資本的支出、1款1項3目改良事業費の3,200万円の追加補正につきましては、
町道祝田駅前線、五日町の信号より東と並びに町道先達前線、国道6号祝田交差点
の北側の犬猫病院ありますが、その南側の国道6号にタッチする部分の町道の先達
前線の東西の部分の配水管の布設工事というふうなこと等でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第124号 平成25年度亙理町水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第124号 平成25年度亙理町水道事業会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第13 報告第18号 平成24年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第14 報告第19号 平成24年度亙理町水道事業会計の資金不足比率について

（以上2件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第13、報告第18号 平成24年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率について及び日程第14、報告第19号 平成24年度亙理町水道事業会計の資金不足比率についての以上2件は、関連がありますので一括議題とします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 初めに、報告第18号について、当局からの提案理由を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、最初に報告第18号 平成24年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率について説明します。

議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。

報告第18号 平成24年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率について。

平成24年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により下記のとおり報告するものでございますが、この指標につきましては平成19年度決算から財政の健全性を判断する指標として公表を求められておりますが、今回の平成24年度につきましても、財政健全化法に基づく4指標のいずれも国が示しております早期健全

化基準及び財政再生基準を大きく下回っておりまして、資金不足費率につきましても経営健全化基準を下回り、健全財政を維持しているものでございます。

初めに、上の指標になりますけれども、実質赤字費率並びに連結実質赤字費率でございますが、その名称のとおり赤字の状況を比率で示すものでございます。そこには数字は入っておりませんが、いずれも黒字となっているため、数値としてはあわせられないものでございます。

また、その隣の実質公債費比率につきましても、平成24年度の比率につきましては9.7%となっており、国から示されております早期健全化基準25%及び財政再生基準35%のいずれの基準をも下回っているところでございます。

将来負担費率につきましても、実質赤字費率、連結実質赤字費率と同様に数値としてあわせられないものであり、早期健全化基準である350%を大きく下回っているものであります。

次に、資金不足費率につきましては、互理町公共下水道事業特別会計、わたり温泉鳥の海特別会計、互理町工業用地等造成事業特別会計の3会計とも資金不足が生じていないため数値としてあわせられないことから、無記入となっているものでございます。

以上で報告を終わります。

議長（安細隆之君） 次に、報告第19号について、当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） それでは、議案書の14ページをお開きいただきます。

報告第19号 平成24年度互理町水道事業会計の資金不足比率についてご説明申し上げます。

平成24年度互理町水道事業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により下記のとおり報告するものでございます。

資金不足比率。互理町水道事業会計、資金不足比率については、資金不足が生じていないため数値としてあわせられないものとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） 以上で、報告第18号 平成24年度互理町健全化判断比率及び資金不足比率について及び報告第19号 平成24年度互理町水道事業会計の資金不足比率に

ついでの説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますのでご了承願います。

日程第15 陳情第10号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について

議長（安細隆之君） 日程第15、陳情第10号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 本件に関し、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、登壇。

産業建設常任委員長（小野一雄君） 産業建設常任委員長の小野であります。

私のほうから、報告書を読み上げてご提案を申し上げます。

平成25年9月11日。

巨理町議会 議長 安細隆之殿。

産業建設常任委員会 委員長 小野一雄。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

受理番号、付託年月日、件名、審査結果、委員会の意見、措置とありますが、第10号、平成25年8月13日受理。

付託年月日、平成25年9月5日。

件名、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について。

審査結果、採択すべきもの。

委員会の意見、別紙のとおり。

裏をご参照願います。

委員会の意見。陳情の内容は、平成24年10月に導入された「地球温暖化対策のための税」いわゆる現政権下での「石油石炭税の特例措置」について、地球温暖化対

策における排出源対策のための税財源だけでなく、市町村が担う吸収源対策に対しても譲与する仕組みの構築を国の税制改革大綱に盛り込むべく、国に対して意見書を提出していただきたいというものです。

この陳情を審査するため平成25年9月6日に委員会を開催しました。

審査に当たっては、亘理町が全国森林環境税創設促進連盟に加盟しており、その会員となっていることから、所管課である農林水産課 東課長より陳情の趣旨や願意の内容について説明を受け、「願意が妥当であり、実現の可能性はあるか」「町の権限、議会の権限事項に属する事項であるか」などを判断基準としました。

現政権下での「石油石炭税の特例措置」については、財源の用途は二酸化炭素排出抑制対策に限定されているのが現状です。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収財源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠と考えます。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、攻めの林業及び山村の元気創造に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しているのが現状です。

こうした情勢を踏まえ、「全国森林環境税」、また「石油石炭税の特例措置」に係る「地方の地球温暖化対策に関する財源確保」の実施など、新たな税財源制度の創設を求めることは妥当であり、また、実現されるべきものと考えます。

よって、本委員会は「採択すべきもの」と決しました。

よろしく申し上げます。

議長（安細隆之君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより陳情第10号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情についての件を採決いたします。

この表決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は「採択すべきもの」です。この陳情は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、陳情第10号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情についての件は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時37分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 安細隆之

署名議員 渡邊健一

署名議員 四宮規彦